

議案第90号 説明資料

幕別町道路構造技術的基準等条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町道路構造技術的基準等条例 (平成25年 3月22日 条例第20号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(町道の構造の技術的基準)</p> <p>第4条 町道を新設し、又は改築する場合における道路法第30条第3項の規定により条例で定める町道の構造の技術的基準は、次条から第46条までに定めるところによる。</p> <p>(車線等)</p> <p>第5条 車道(副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第36条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>第6条 略</p> <p>(副道)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>	<p>○幕別町道路構造技術的基準等条例 (平成25年 3月22日 条例第20号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(町道の構造の技術的基準)</p> <p>第4条 町道を新設し、又は改築する場合における道路法第30条第3項の規定により条例で定める町道の構造の技術的基準は、次条から第47条までに定めるところによる。</p> <p>(車線等)</p> <p>第5条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第36条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>第6条 略</p> <p>(副道)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 副道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第8条及び第9条 略</p>	<p>る。</p> <p>第8条及び第9条 略</p> <p><u>(自転車通行帯)</u></p> <p><u>第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(これらの道路であって自転車道を設けるもの及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p> <p><u>4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p>
<p>第10条 略</p> <p>(自転車道)</p> <p>第11条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者</p>	<p>第10条 略</p> <p>(自転車道)</p> <p>第11条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>の交通量が多い第3種若しくは第4種の<u>道路</u>（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>の交通量が多い第3種若しくは第4種の<u>道路</u>で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p>
<p>（自転車歩行者道）</p> <p>第12条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>（自転車歩行者道）</p> <p>第12条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（<u>自転車道又は自転車通行帯</u>を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p>
<p>（歩道）</p> <p>第13条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>（歩道）</p> <p>第13条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは<u>自転車通行帯</u>を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 略</p>
<p>第14条～第33条 略</p>	<p>第14条～第33条 略</p>
<p>（待避所）</p> <p>第34条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メ</p>	<p>（待避所）</p> <p>第34条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道（<u>自転車通行帯</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>一メートル以上とすること。</p> <p>(交通安全施設)</p> <p>第35条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>第36条～第46条 略</p> <p>(道路に設ける道路標識の寸法)</p> <p>第47条 道路法第45条第3項の規定により条例で定める町道に設ける道路標識の寸法は、視認性及び国道、道道等との整合性を考慮して、規則で定める。</p>	<p><u>を除く。)</u>の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>(交通安全施設)</p> <p>第35条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p> <p>第36条～第46条 略</p> <p><u>(歩行者利便増進道路)</u></p> <p>第47条 <u>歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p>3 <u>歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、幕別町道路移動等円滑化基準条例（平成25年条例第21号）で定める基準に適合する構造とするものとする。</u></p> <p>(道路に設ける道路標識の寸法)</p> <p>第48条 道路法第45条第3項の規定により条例で定める町道に設ける道路標識の寸法は、視認性及び国道、道道等との整合性を考慮して、規則で定める。</p>